



# 第113期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成28年6月29日(水曜日) 午前10時

## 場所

栃木銀行本店 6階大会議室  
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

## 目次

■第113期定時株主総会招集ご通知……………	1
【添付書類】	
■第113期事業報告……………	3
■計算書類……………	17
■連結計算書類……………	20
■監査報告書……………	23
■株主総会参考書類……………	26
第1号議案 剰余金処分の件……………	26
第2号議案 定款一部変更の件……………	26
第3号議案 取締役6名選任の件……………	27
第4号議案 監査役2名選任の件……………	29



ホームページ <http://www.tochigibank.co.jp/>

証券コード:8550  
平成28年6月3日

株主各位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号  
株式会社 **栃木銀行**  
取締役頭取 菊池康雄

## 第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使等についてのご案内」（2頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、平成28年6月28日（火）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

- 1.日 時** 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
- 2.場 所** 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号  
当行本店6階大会議室

### 3.目的事項

- 報告事項** (1)第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
(2)第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役6名選任の件  
**第4号議案** 監査役2名選任の件

以上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



**株主総会開催日時** 平成28年6月29日(水) 午前10時

**場所**

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号当行本店6階大会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、第113期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 郵送で議決権を行使される場合



**行使期限** 平成28年6月28日(火) 午後5時までに到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

## インターネットで議決権を行使される場合



**行使期限** 平成28年6月28日(火) 午後5時までに入力

**当行指定の議決権行使サイト**

▶ <http://www.it-soukai.com/> にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は30頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

- インターネット開示事項について
  - (1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.tochigibank.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。
  - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.tochigibank.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- 代理人による議決権行使について  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 重複行使の取扱い  
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。  
また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の不統一行使  
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

## (定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第113期事業報告

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### 《金融経済環境》

当期の経済情勢は、先進国を中心とする海外経済は緩やかな成長が続き、新興国経済の減速の影響から輸出や生産面に鈍さがみられたものの、原油安や円安を背景に企業収益は増加、雇用情勢の改善も維持されており、景気は緩やかながら回復基調を続けました。

金融情勢につきましては、日銀が従前の「量的・質的金融緩和」を更に強化する「マイナス金利付き量的・質的金融緩和（マイナス金利政策）」を導入し、イールドカーブを下方にシフトさせたことで金利低下が一段と進みました。長期金利（新発国債10年物）は、日銀の大規模な国債買入による需給逼迫や世界的な金利低下の影響等で歴史的低水準となっており、マイナス金利政策導入後の平成28年2月9日に初めてマイナス金利を記録し、平成28年3月には一時 $\Delta 0.135\%$ を記録するなど、期末にかけて概ね $\Delta 0.1\sim 0\%$ の水準で推移しました。

#### 《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、当行は平成26年4月より3年間の「第八次中期経営計画（新たな成長への第一歩 ～あなたとともに～）」をスタートさせ、当行グループを挙げて資産の健全化や経営の合理化・効率化に努めた結果、業績は次の通りとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により、前期比392億円増加し2兆5,696億円となりました。

貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け貸出の増加等により、前期比428億円増加し1兆8,450億

円となりました。

有価証券の期末残高は、市場動向を注視しつつ運用した結果、前期比242億円減少し6,095億円となりました。

経常収益につきましては、有価証券利息配当金の増加等により、前期比7億56百万円増加の552億63百万円となりました。

経常費用につきましては、与信関係費用の増加等により、前期比29億13百万円増加の373億65百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比21億56百万円減少の178億97百万円、当期純利益は前期比10億54百万円減少の111億68百万円となりました。

### 《対処すべき課題》

少子高齢化が進展し国内人口が減少傾向にある中、将来の地域マーケット縮小が予想され、金融機関の地域を超えた競争が激化するなど、金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しくなっております。また、県域を越えた経済交流が加速しており、お客様の事業支援を充実させ、地域経済の活性化にこれまで以上に貢献するため、金融機関同士の広域連携や経営統合を行う動きがみられます。こうした環境の下、当行は地域金融機関として、中小企業・小規模事業者等に対する円滑な資金供給や産業の創造・育成支援など、地方創生の取組みを強化していくことが重要な課題です。

当行は、平成26年4月より第八次中期経営計画をスタートさせました。本計画では、5年後10年後の将来を見据え、永続的に円滑な金融サービスを提供し続けられるよう、盤石な経営体制の再構築に向け取組んでまいります。

また、今後も地域金融機関の使命である地域社会・地域経済の発展に貢献するため、「経営資源の傾斜配置」「営業・運用基盤の強化」「業務の効率化・省力化」に資する施策を講じて、目標とする経営指標の達成に全行員が一丸となって取組む事が必要であると考えております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	23,983	24,667	25,303	25,696
定期性預金	12,003	11,882	11,759	11,637
その他	11,979	12,785	13,543	14,058
貸 出 金	16,807	17,213	18,021	18,450
個人向け	5,137	5,392	5,655	5,841
中小企業向け	8,265	7,997	8,092	8,154
その他	3,404	3,823	4,274	4,454
商品有価証券	2	1	3	3
有 価 証 券	7,527	6,385	6,337	6,095
国 債	4,951	3,507	3,980	3,423
その他	2,576	2,877	2,357	2,671
総 資 産	25,789	26,667	27,566	27,980
内国為替取扱高	77,677	74,879	70,265	71,020
外国為替取扱高	162 <small>百万ドル</small>	145 <small>百万ドル</small>	145 <small>百万ドル</small>	130 <small>百万ドル</small>
経 常 利 益	7,725 <small>百万円</small>	13,027 <small>百万円</small>	20,054 <small>百万円</small>	17,897 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	5,486 <small>百万円</small>	8,104 <small>百万円</small>	12,222 <small>百万円</small>	11,168 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	48 38 <small>円 銭</small>	71 47 <small>円 銭</small>	107 75 <small>円 銭</small>	99 09 <small>円 銭</small>

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使 用 人 数	1,665人	1,692人
平 均 年 齢	38年0月	37年10月
平 均 勤 続 年 数	15年8月	15年5月
平 均 給 与 月 額	377千円	376千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

## (4) 営業所等の状況

### イ. 営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
			店	うち出張所	店	うち出張所
栃	木	県	71	( 12 )	71	( 12 )
埼	玉	県	17	( 1 )	17	( 1 )
群	馬	県	2	( - )	2	( - )
東	京	都	1	( - )	1	( - )
茨	城	県	1	( - )	1	( - )
合		計	92	( 13 )	92	( 13 )

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を116ヵ所設置しております。

### ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

### ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- ・ 栃木北支店 カワチ薬品都賀インター店出張所 (栃木県栃木市)
- ・ 佐野支店 佐野市役所出張所 (栃木県佐野市)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- ・ 大曾支店 サンユ一山本店出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・ 矢板支店 本町出張所 (栃木県矢板市)

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,166
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内	容	金	額
幸手支店新築		419	

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当ありません。

## ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 百万円	当行が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務、現金自動設備監視業務等	昭和61年12月10日	20	100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	平成8年10月1日	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	平成3年3月12日	20	5	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	平成4年6月10日	30	5	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は57,842百万円（前連結会計年度比0.01%減）となりました。また、経常利益は18,505百万円（前連結会計年度比11.58%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,203百万円（前連結会計年度比8.81%減）となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金サービスを行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
7. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員状況

(平成27年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菊池 康雄	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
鷹簀 一成	取締役副頭取（代表取締役） 資金運用部担当		
荒井 卓	専務取締役 コンプライアンス統括部・ 総務部・事務システム部担当		
黒本 淳之介	専務取締役 秘書室・経営企画部・人事部担当		
綱川 清美	常務取締役 営業統括部・個人ローン部・ 金融サービス部担当		
植木 栄	常務取締役 審査部・個人ローン審査室・ 資産査定室・管理部担当		
和南城 憲一	常務取締役 法人営業部長		
猪俣 佳史	取締役 経営企画部長兼関連事業室長		
下山 孝治	取締役 本店営業部長		
野原 浩二	取締役 個人ローン部長		
麻生 利正	取締役（社外取締役）	一般財団法人とちぎメディカル センター理事長	
井橋 吉一	取締役（社外取締役）	株式会社イハシ代表取締役	
君島 清巳	常勤 監査役		
小林 隆雄	常勤 監査役		
吉本 修二	監査役（社外監査役）	弁護士	
塚本 美貴吉	監査役（社外監査役）	芳賀通運株式会社代表取締役	
(当年度中に退任した役員)			
菊地 正敏	専務取締役	平成27年6月26日退任（辞任）	
木村 壮一	常勤 監査役	平成27年6月26日退任（辞任）	

- 注1. 取締役 麻生利正及び井橋吉一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 吉本修二及び塚本美貴吉は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 社外取締役である麻生利正、井橋吉一並びに社外監査役である吉本修二、塚本美貴吉の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。  
 4. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

### (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数（名）	報酬等
取 締 役	13	277 ( 102)
監 査 役	5	37 ( -)
計	18	314 ( 102)

- 注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。  
 2. 報酬等の欄には下記の内容が含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。  
 ・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額  
 ・役員賞与の額

33百万円  
68百万円

3. 上記のほか、使用人兼取締役の使用人分給与40百万円、賞与17百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬は、平成19年6月28日開催の第104期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議頂いておりますが、平成24年6月28日開催の第109期定時株主総会において、この報酬額とは別額で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、年額60百万円以内と決議頂いております。
5. 監査役の報酬は、平成5年6月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 利正	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
井橋 吉一	同上
吉本 修二	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
塚本 美貴吉	同上

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
麻生 利正	一般財団法人とちぎメディカルセンター理事長	取引先（融資取引有）
井橋 吉一	株式会社イハシ 代表取締役	取引先（融資取引有）
塚本 美貴吉	芳賀通運株式会社 代表取締役	取引先（融資取引有）

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生 利正	1年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち9回に出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を活かし議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
井橋 吉一	0年9ヶ月	就任以後の取締役会10回のうち9回に出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。
吉本 修二	11年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち11回に出席しております。	弁護士としての専門的見地から審議等に必要な質問、発言を行っております。
塚本 美貴吉	7年9ヶ月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要な質問、発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4	13

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当年度末株主数

8,109名

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6,431	6.17
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	4,558	4.37
栃木銀行行員持株会	3,834	3.68
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2,867	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,437	2.34
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,276	2.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,046	1.96
株式会社東和銀行	2,010	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,953	1.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,902	1.82

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、株式数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。

4. 当行は、平成28年3月31日現在、自己株式を5,539千株保有しておりますが、上記から除外しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の数：789個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 78,900株 ④新株予約権の行使期間：平成24年7月18日から 平成54年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	7人
	①名称：株式会社栃木銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の数：899個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 89,900株 ④新株予約権の行使期間：平成25年7月18日から 平成55年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	10人
	①名称：株式会社栃木銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の数：711個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 71,100株 ④新株予約権の行使期間：平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	10人
	①名称：株式会社栃木銀行第4回新株予約権 ②新株予約権の数：505個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 50,500株 ④新株予約権の行使期間：平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	10人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 川上 豊  指定有限責任社員 業務執行社員 弥永めぐみ	83	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。 (対価を伴う非監査業務の内容) ・融資管理態勢に係る 研修業務等

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。  
 3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は83百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。

- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

## (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱規程（文書の保存及び管理に関する当行規程）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

## (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

## (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

## (5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- ・ 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
- ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

## (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

## (7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

## (8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（平成27年4月から平成28年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中10回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱規程等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

### (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期中ALM委員会を12回開催しました。

### (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を47回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。また、平成27年7月に執行役員4名を選任し業務執行機能の強化、迅速化を図りました。

### (5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

### (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

## (7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

平成27年10月にコンプライアンス・マニュアルを改正し、行内通報窓口として監査役を追加し、コンプライアンス態勢を強化しました。

## (8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

該当ありません。

# 第113期末貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
現金預け	300,904
現金	38,284
預け	262,620
商品	2,277
有価証券	393
商品	310
商品	82
金有	3,130
有価証券	609,543
地方債	342,375
地方債	25,837
地方債	5,336
地方債	22,996
地方債	212,996
貸出	1,845,044
引当	8,785
引当	103,747
引当	1,628,337
引当	104,172
外国為替	1,458
外国為替	1,378
外国為替	79
その他	14,997
未収	2,094
未収	10
未収	12,892
有形固定資産	24,079
建物	6,944
建物	14,489
建物	1,357
建物	0
建物	1,287
無形固定資産	608
ソフトウエア	312
ソフトウエア	20
ソフトウエア	276
繰上	1,650
繰上	4,135
繰上	△ 10,219
<b>資産の部合計</b>	<b>2,798,003</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
預	2,569,617
当座預	59,502
普通預	1,302,062
貯蓄預	37,275
定期預	1,499
定期積	1,145,744
その他	15,331
譲渡性預	8,200
借入金	35,977
借入金	7,900
借入金	7,900
外国為替	39
未渡外	21
未渡外	18
その他	14,228
未払法人税	2,303
未払費用	1,191
未払費用	791
未払費用	3
未払費用	0
未払費用	1,496
未払費用	8,442
賞与引当	900
賞与引当	32
賞与引当	2,465
退職給付引当	277
退職給付引当	203
退職給付引当	1,203
退職給付引当	4,135
<b>負債の部合計</b>	<b>2,636,981</b>
<b>(純資産の部)</b>	
資本	27,408
資本	26,150
利益	99,561
利益	1,745
利益	97,815
利益	88,387
利益	9,428
自己株	△ 2,486
主資本	150,634
他有価証券	11,189
土地再評価	△ 905
評価・換算	10,283
新株	104
<b>純資産の部合計</b>	<b>161,022</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,798,003</b>

# 第113期損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>55,263</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>36,112</b>
貸出金利息	24,564
有価証券利息配当金	11,160
コールローン利息	22
預け金利息	361
その他の受入利息	2
<b>役務取引等収益</b>	<b>6,327</b>
受入為替手数料	1,759
その他の役務収益	4,567
<b>その他業務収益</b>	<b>5,955</b>
外国為替売買益	38
商品有価証券売買益	3
国債等債券売却益	5,913
<b>その他経常収益</b>	<b>6,868</b>
償却債権取立益	3,316
株式等売却益	2,772
金銭の信託運用益	15
その他の経常収益	763
<b>経常費用</b>	<b>37,365</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,181</b>
預金利息	1,140
譲渡性預金利息	34
借入金利息	7
<b>役務取引等費用</b>	<b>3,663</b>
支払為替手数料	344
その他の役務費用	3,318

科目	金額
<b>その他業務費用</b>	<b>3,189</b>
国債等債券売却損	3,128
その他の業務費用	60
<b>営業経費</b>	<b>25,789</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>3,542</b>
貸倒引当金繰入額	1,817
貸出金償却	1,423
株式等償却	0
その他の経常費用	300
<b>経常利益</b>	<b>17,897</b>
<b>特別利益</b>	<b>20</b>
固定資産処分益	20
<b>特別損失</b>	<b>124</b>
固定資産処分損	77
減損損失	46
<b>税引前当期純利益</b>	<b>17,793</b>
法人税、住民税及び事業税	5,427
法人税等調整額	1,197
<b>法人税等合計</b>	<b>6,625</b>
<b>当期純利益</b>	<b>11,168</b>

# 第113期株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	73,887	15,811	91,443
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,020	△ 1,020
別途積立金の積立						14,500	△ 14,500	-
当期純利益							11,168	11,168
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 12	△ 12				
自己株式処分差損の振替			12	12			△ 12	△ 12
自己株式の消却							△ 2,019	△ 2,019
土地再評価差額金の取崩							2	2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,500	△ 6,382	8,117
当期末残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	88,387	9,428	99,561

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 422	144,579	16,989	△ 966	16,023	83	160,687
当期変動額							
剰余金の配当		△ 1,020					△ 1,020
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		11,168					11,168
自己株式の取得	△ 4,108	△ 4,108					△ 4,108
自己株式の処分	25	13					13
自己株式処分差損の振替		-					-
自己株式の消却	2,019	-					-
土地再評価差額金の取崩		2					2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 5,800	60	△ 5,739	20	△ 5,719
当期変動額合計	△ 2,063	6,054	△ 5,800	60	△ 5,739	20	334
当期末残高	△ 2,486	150,634	11,189	△ 905	10,283	104	161,022

# 連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	301,074
コールローン及び買入手形	2,277
商品有価証券	393
金銭の信託	3,130
有価証券	609,553
貸出金	1,842,237
外国為替	1,458
その他資産	24,222
有形固定資産	24,687
建物	6,948
土地	14,489
建設仮勘定	0
その他の有形固定資産	3,249
無形固定資産	647
ソフトウェア	348
その他の無形固定資産	299
繰延税金資産	2,377
支払承諾見返	4,135
貸倒引当金	△ 10,946
<b>資産の部合計</b>	<b>2,805,248</b>

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,567,651
譲渡性預金	35,977
借入金	9,286
外国為替	39
その他負債	17,003
賞与引当金	940
役員賞与引当金	32
退職給付に係る負債	4,828
睡眠預金払戻損失引当金	277
偶発損失引当金	203
再評価に係る繰延税金負債	1,203
支払承諾	4,135
<b>負債の部合計</b>	<b>2,641,579</b>
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	26,154
利益剰余金	99,887
自己株式	△ 2,486
株主資本合計	150,964
<sub>1)</sub> 他有価証券評価差額金	11,189
<sub>2)</sub> 土地再評価差額金	△ 905
<sub>3)</sub> 退職給付に係る調整累計額	△ 1,592
<sub>4)</sub> その他の包括利益累計額合計	8,690
<sub>5)</sub> 新株予約権	104
<sub>6)</sub> 非支配株主持分	3,909
<b>純資産の部合計</b>	<b>163,669</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,805,248</b>

# 連結損益計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>57,842</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>36,083</b>	
貸出金利息	24,533	
有価証券利息配当金	11,163	
コールローン利息及び買入手形利息	22	
預け金利息	361	
その他の受入利息	2	
<b>役員取引等収益</b>	<b>6,308</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>5,955</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>9,494</b>	
償却債権取立益	3,317	
その他の経常収益	6,176	
<b>経常費用</b>		<b>39,337</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>1,194</b>	
預金利息	1,140	
譲渡性預金利息	34	
借入金利息	19	
その他の支払利息	0	
<b>役員取引等費用</b>	<b>3,338</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>3,189</b>	
<b>営業経費</b>	<b>26,119</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>5,494</b>	
貸倒引当金繰入額	1,825	
その他の経常費用	3,669	
<b>経常利益</b>		<b>18,505</b>
<b>特別利益</b>		<b>34</b>
固定資産処分益	34	
<b>特別損失</b>		<b>127</b>
固定資産処分損	80	
減損損失	46	

科目	金額
税金等調整前当期純利益	18,412
法人税、住民税及び事業税	5,663
法人税等調整額	1,194
法人税等合計	6,858
当期純利益	11,553
非支配株主に帰属する当期純利益	350
親会社株主に帰属する当期純利益	11,203

# 連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	26,150	91,734	△ 422	144,871
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,020		△ 1,020
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,203		11,203
自己株式の取得				△ 4,108	△ 4,108
自己株式の処分		△ 12		25	13
自己株式処分差損の振替		12	△ 12		－
自己株式の消却			△ 2,019	2,019	－
土地再評価差額金の取崩			2		2
非支配株主との取引に かかる親会社の持分変動		4			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4	8,152	△ 2,063	6,093
当期末残高	27,408	26,154	99,887	△ 2,486	150,964

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	16,989	△ 966	△ 721	15,302	83	3,566	163,824
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,020
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,203
自己株式の取得							△ 4,108
自己株式の処分							13
自己株式処分差損の振替							－
自己株式の消却							－
土地再評価差額金の取崩							2
非支配株主との取引に かかる親会社の持分変動							4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 5,800	60	△ 871	△ 6,611	20	342	△ 6,248
当期変動額合計	△ 5,800	60	△ 871	△ 6,611	20	342	△ 154
当期末残高	11,189	△ 905	△ 1,592	8,690	104	3,909	163,669

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弥永めぐみ 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 栃木銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弥永めぐみ 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 栃木銀行 監査役会

常勤監査役	君島清巳	㊟
常勤監査役	小林隆雄	㊟
社外監査役	吉本修二	㊟
社外監査役	塚本美貴吉	㊟

(注) 監査役吉本修二、塚本美貴吉は、会社法第2条16号および第335条3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、安定配当の継続を基本とし、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類  
金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 4円50銭

総 額 468,308,071円

なお、第113期の中間配当金として4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は8円50銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日（木曜日）

### (2) その他剰余金の処分に関する事項

株主様への安定的な利益還元および財務体質強化のため、以下のとおり、別途積立金に積み立てることといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 8,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 8,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

平成27年5月に会社法が一部改正され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことから、それぞれ責任限定契約が締結できる旨を定めるものであります。(第26条、第34条)

なお、第26条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)            第26条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)            第26条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></u></p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)            第34条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)            第34条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></u></p>

なお、平成28年5月11日開催の取締役会において、当行株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大を図るため、定款第8条に定める単元株式数を平成28年10月1日をもって、1,000株から100株に変更する旨、決議いたしております。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役菊池康雄、綱川清美、植木栄、和南城憲一、麻生利正の5氏が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	きくち やすお 菊池 康雄 (昭和17年3月16日生)	平成10年6月 当行取締役 本店営業部長委嘱 平成12年6月 当行常務取締役本店営業部長委嘱 平成13年6月 当行常務取締役 平成15年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行取締役副頭取 平成21年6月 当行取締役頭取 平成25年6月 社団法人第二地方銀行協会会長 平成27年6月 社団法人第二地方銀行協会会長 退任 (監査部担当)	50,025株
2	つなかわ きよみ 綱川 清美 (昭和30年1月3日生)	平成20年6月 陽南支店長 平成22年6月 当行取締役 越谷支店長委嘱 平成25年6月 当行常務取締役 営業統括部長委嘱 平成26年6月 当行常務取締役 (営業統括部、金融サービス部担当)	25,000株
3	うえき さかえ 植木 栄 (昭和33年1月12日生)	平成20年6月 東京支店長兼東京事務所長 平成22年6月 当行取締役 審査部長委嘱 平成25年6月 当行常務取締役 審査部長委嘱 平成26年6月 当行常務取締役 (審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部担当)	26,000株
4	わなじょう けんいち 和南城 憲一 (昭和30年5月3日生)	平成20年6月 営業統括部副部長 平成21年6月 馬場町支店長 平成22年6月 当行取締役 馬場町支店長委嘱 平成25年6月 当行取締役 首都圏担当 平成27年6月 当行常務取締役 法人営業部長委嘱	14,000株
5	* はしもと よしあき 橋本 佳明 (昭和36年10月27日生)	平成18年6月 蒲生西支店長 平成21年6月 真岡西支店長 平成23年6月 黒磯支店長 平成26年6月 東京支店長兼東京事務所長	10,000株
6 (社外)	あそう としまさ 麻生 利正 (昭和20年2月28日生)	昭和43年4月 栃木県庁入庁 平成19年4月 副知事 平成23年3月 副知事退任 平成23年4月 栃木県済生会副会長兼業務担当理事 平成26年4月 栃木県済生会支部長 平成26年6月 当行社外取締役 平成27年4月 一般財団法人とちぎメディカルセンター 理事長	0株

- (注) 1. \*は新任の取締役候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。  
3. 麻生利正氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 麻生利正氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。

- 麻生利正氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
- 麻生利正氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、栃木県副知事として培ってきた幅広い知識・経験等により、社外取締役としての職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- 麻生利正氏とは、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉本修二、塚本美貴吉の2氏が任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	<small>つかもと みきよし</small> 塚本 美貴吉 (昭和22年3月1日生)	昭和46年11月 株式会社塚本商会代表取締役 平成4年2月 芳賀通運株式会社代表取締役 平成4年2月 株式会社ホーシン代表取締役 平成19年12月 栃木県東トラック事業協同組合代表理事 平成20年6月 当行監査役	52,420株
2	* <small>にしえ あきら</small> 西江 章 (昭和25年8月18日生)	昭和49年4月 大蔵省入省 平成13年7月 関東信越国税局長 平成16年7月 東京国税局長 平成17年7月 国税庁税務大学校長 平成18年8月 独立行政法人通関情報処理センター理事 平成20年4月 横浜市立大学国際マネジメント研究科特別契約教授 平成20年7月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成22年3月 オリックス銀行株式会社社外監査役 平成22年6月 株式会社二葉社外監査役(現任) 平成22年6月 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. \*は新任の監査役候補者であります。
- 監査役候補者塚本美貴吉氏が代表取締役として就任している芳賀通運株式会社と貸出取引があります。なお、監査役候補者西江章氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
  - 塚本美貴吉および西江章の両氏は、社外監査役候補者であります。
  - 塚本美貴吉氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
  - 塚本美貴吉氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、西江章氏につきましても、独立役員として届け出る予定であります。
  - 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
    - 塚本美貴吉氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験および高い見識と幅広い知識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
    - 西江章氏につきましては、行政の長として、また法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験と高い見識をもって、多角的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
  - 西江章氏の社外監査役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、塚本美貴吉氏とは、責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただけます。

<http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月28日(火曜日)午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。
- (3) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 【定時株主総会会場ご案内図】



**会場** 栃木銀行本店6階大会議室  
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号 TEL.028-633-1241(代表)

**最寄駅** ①東武宇都宮駅下車 徒歩約5分  
②JR宇都宮駅下車、関東バス  
(江曾島・石橋行 もみじ通り下車) 約15分